

原子力規制委員会 委員長
田中 俊一殿

「九州電力川内原子力発電所1・2号機の設置変更許可申請書に関する審査書案」 に対する意見書

2014年8月15日
生活協同組合パルシステム東京
理事長 野々山理恵子

私たちパルシステム東京は、『「食べもの」「地球環境」「人」を大切に「社会」をつくります』を理念に掲げ、約43万人の組合員を擁する生活協同組合です。

7月16日、原子力規制委員会は、九州電力川内原発の新規制基準適合性審査に関し、合格通知にあたる審査書案を提示しました。

その記者会見で、規制委員会の委員長が、「基準への適合は審査したが、安全だとは私は言わない」と発言された報道がありました。

川内原発の新規制基準の適合性審査について、東京電力福島第一原発事故(以下福島第一原発)の教訓を踏まえた安全を担保したもので無いことを自ら認めていると考えられます。

福島第一原発事故のような世界的に大きな影響を与える過ちを、二度と繰り返さないため、再稼動ありきの審査案は撤廃するよう求めます。

1. 火山影響評価では噴火の予測はできないとの専門家の警告を認めながらも審査では無視しています。

現在、活動の可能性が確認された場合に、モニタリングを強化することが対策とされていますが、原子炉の停止、燃料の取り出しを行う条件、輸送等に要する時間や燃料の輸送方法、輸送先等は、検討可能なことであり、本審査書において検討すべき内容です。具体的で明確な方針を出させて審査すべきです。

2. 重大事故時に生じる汚染水が地下水へ流出することを防止する対策が全くとられていません。

福島第一原発では、1日あたり400トンの汚染水が新たに増えており、事故処理の困難さの最大の原因になっています。これは流入地下水が原因であり、川内原発も、現状で1日あたり300トンの地下水を汲みあげています。事故が起こると福島第一原発と同じような難題が生ずるおそれがあります。審査書ではこの点、「耐震性を有することから外部の支援を期待することなく排水可能である」としていますが、津波による破壊、ガレキが井戸に混入することによって使用できなくなることも想定し、検討すべきです。

3. 事故時の住民の避難計画を審査に考慮すべきです。

原子力災害対策指針を作成したにもかかわらず、指針に適合しているか否かを審査しないのは無責任です。現に米原子力規制委員会では、避難計画を審査対象としています。この審査を行なってこそ「災害の防止」が担保されます。

以上